

## 理事長の報酬等に関する規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人おおいそ福社会理事長の報酬等について必要な事項を定める。
- 第2条 この規程は、社会福祉法人おおいそ福社会理事長の報酬等について必要な事項を定める。
- 2 理事長には、報酬を支給する。
- 第3条 理事長が、業務のため出張したときは、旅費を支給する。  
旅費の種類及び額は、おおいそ福社会職員旅費支給規程の例による。
- 第4条 報酬、通勤手当及び旅費の支給方法については、おおいそ福社会 かたつむりの例による。
- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。
- 2 理事長の報酬額は、月額50,000円とする。
- 附則
- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
  - 2 理事長には、おおいそ福社会役員等旅費支給規程は適用しない。
  - 3 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

家職員